

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成18年2月16日(2006.2.16)

【公開番号】特開2004-217566(P2004-217566A)

【公開日】平成16年8月5日(2004.8.5)

【年通号数】公開・登録公報2004-030

【出願番号】特願2003-6667(P2003-6667)

【国際特許分類】

A 6 1 K 47/38 (2006.01)

A 6 1 K 31/19 (2006.01)

A 6 1 P 25/08 (2006.01)

A 6 1 K 9/22 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 47/38

A 6 1 K 31/19

A 6 1 P 25/08

A 6 1 K 9/22

【手続補正書】

【提出日】平成17年12月26日(2005.12.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】ヒドロキシプロピルメチルセルロースを含有する製剤において、2重量%水溶液の粘度が、20において、10～100000cpsであるヒドロキシプロピルメチルセルロースを選択し、ヒドロキシプロポキシル基含量が53.4～77.5%であり、2重量%水溶液の粘度が、20において、6～5000cpsであるヒドロキシプロピルセルロースを該ヒドロキシプロピルメチルセルロースに、ヒドロキシプロピルメチルセルロースとヒドロキシプロピルセルロースの比が1：1.2～1：5（重量比）で混合して製剤に含有させることを特徴とする該製剤のゲル強度の増強方法。

【請求項2】ヒドロキシプロピルメチルセルロースの含有量が、製剤全体に対して5～45重量%である請求項1記載の製剤のゲル強度の増強方法。

【請求項3】ヒドロキシプロピルメチルセルロースが、日局ヒドロキシプロピルメチルセルロース2208（メトキシル基含量19～24%、ヒドロキシプロポキシ基含量4～12%）、日局ヒドロキシプロピルメチルセルロース2906（メトキシ基含量27～30%、ヒドロキシプロポキシル基含量4～7.5%）または日局ヒドロキシプロピルメチルセルロース2910（メトキシル基含量28～30%、ヒドロキシプロポキシル基含量7～12%）である請求項1記載の製剤のゲル強度の増強方法。

【請求項4】ヒドロキシプロピルセルロースとヒドロキシプロピルメチルセルロースを合わせた含有量が、製剤全体に対して10～50重量%である請求項1～3のいずれかに記載の製剤のゲル強度の増強方法。

【請求項5】製剤が活性成分を含有する請求項1～4のいずれかに記載の製剤のゲル強度の増強方法。

【請求項6】活性成分がバルプロ酸もしくはバルプロ酸誘導体またはそれらの塩である請求項5記載の製剤のゲル強度の増強方法。

【請求項7】バルプロ酸もしくはバルプロ酸誘導体またはそれらの塩が、ニバルプロ

酸水素ナトリウムである請求項 6 記載の製剤のゲル強度の増強方法。

【請求項 8】製剤が徐放製剤である請求項 1 ~ 7 のいずれかに記載の製剤のゲル強度の増強方法。

【請求項 9】2 重量 % 水溶液の粘度が、20において、10~100000 cps であるヒドロキシプロピルメチルセルロース、ヒドロキシプロポキシル基含量が 53.4 ~ 77.5 % であり、2 重量 % 水溶液の粘度が、20において、6~5000 cps であるヒドロキシプロピルセルロースおよび活性成分を含有し、ヒドロキシプロピルメチルセルロースとヒドロキシプロピルセルロースの比が 1 : 1 . 2 ~ 1 : 5 (重量比) である徐放性製剤。

【請求項 10】ヒドロキシプロピルメチルセルロースの含有量が、製剤全体に対して 5 ~ 45 重量 % である請求項 9 記載の徐放性製剤。

【請求項 11】ヒドロキシプロピルメチルセルロースが、日局ヒドロキシプロピルメチルセルロース 2208 (メトキシル基含量 19 ~ 24 %、ヒドロキシプロポキシル基含量 4 ~ 12 %)、日局ヒドロキシプロピルメチルセルロース 2906 (メトキシ基含量 27 ~ 30 %、ヒドロキシプロポキシル基含量 4 ~ 7.5 %) または日局ヒドロキシプロピルメチルセルロース 2910 (メトキシル基含量 28 ~ 30 %、ヒドロキシプロポキシル基含量 7 ~ 12 %) である請求項 9 または 10 記載の徐放性製剤。

【請求項 12】ヒドロキシプロピルセルロースとヒドロキシプロピルメチルセルロースを合わせた含有量が、製剤全体に対して 10 ~ 50 重量 % である請求項 9 ~ 11 のいずれかに記載の徐放性製剤。

【請求項 13】徐放性製剤が、直接打錠により得られる錠剤の形態である請求項 9 ~ 12 のいずれかに記載の徐放性製剤。

【請求項 14】徐放性製剤が単層状の徐放性製剤である請求項 9 ~ 13 のいずれかに記載の徐放性製剤。

【請求項 15】活性成分がバルプロ酸もしくはバルプロ酸誘導体またはそれらの塩である請求項 9 ~ 14 のいずれかに記載の徐放性製剤。

【請求項 16】バルプロ酸もしくはバルプロ酸誘導体またはそれらの塩が、ニバルプロ酸水素ナトリウムである請求項 15 記載の徐放性製剤。